

堺市公報 第381号	令和7年9月19日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定について 【危機管理室防災課】	3
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称 変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称	

変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	12
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局土木部路政課】	16
○都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	17
<公告>	
○予防接種法に基づく令和7年度インフルエンザ予防接種の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	18
○予防接種法に基づく令和7年度新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	19
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更について	
【産業振興局農政部農水産課】	21
○建築基準法第73条第2項に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	21
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	22

告 示

堺市告示第354号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、次の施設を指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）として指定を行ったため、同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定福祉避難所

施設の名称	所在地	受入対象者
サニー・ばなな	堺市中区深井清水町1736-2	身体障害者及び知的障害者*

*家族等も受入対象とする。

堺市告示第355号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区大仙西町六丁184番1の一部

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

~~~~~

## 堺市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 診療所

| 名称             | 所在地                     | 指定年月日    |
|----------------|-------------------------|----------|
| 堺そらはねメンタルクリニック | 堺市堺区向陵中町2-4-12 伸和ビル南館2階 | 令和7年8月1日 |

## 2 薬局

| 名称          | 所在地               | 指定年月日    |
|-------------|-------------------|----------|
| さくら薬局三国ヶ丘店  | 堺市堺区向陵中町2-4-12 1F | 令和7年8月1日 |
| 調剤薬局マルコ大阪堺店 | 堺市堺区楠町1-1-24      | 令和7年7月1日 |

## 3 訪問看護

| 名称                      | 所在地                          | 指定年月日    |
|-------------------------|------------------------------|----------|
| 訪問看護ステーション三ツ星           | 堺市北区百舌鳥梅町1-18-13 プロスパー中もず302 | 令和7年8月1日 |
| 訪問看護ステーションコル            | 堺市西区鳳中町9-5-17                | 令和7年8月1日 |
| t s u n a g u訪問看護ステーション | 堺市中区深井東町3182 ファミールオークインB101  | 令和7年4月1日 |

## 堺市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 歯科

| 名称      | 所在地       | 廃止年月日     |
|---------|-----------|-----------|
| たるい歯科医院 | 堺市東区西野386 | 令和7年6月30日 |

## 2 薬局

| 名称           | 所在地             | 廃止年月日     |
|--------------|-----------------|-----------|
| 薬局マツモトキヨシ大仙店 | 堺市堺区大仙西町6-184-3 | 令和7年6月20日 |
| 幸生堂薬局        | 堺市堺区楠町1-1-24    | 令和7年6月30日 |

## 3 訪問看護

| 名称            | 所在地             | 廃止年月日     |
|---------------|-----------------|-----------|
| 訪問看護ステーション三ツ星 | 堺市堺区向陵東町2-12-27 | 令和7年7月31日 |

## 堺市告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 診療所

| 変更前の名称 | 変更後の名称   | 所在地           | 変更年月日    |
|--------|----------|---------------|----------|
| 福岡外科医院 | ふくおか整形外科 | 堺市南区槇塚台1-11-4 | 令和7年4月1日 |

## 堺市告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例に

よる場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類            | 事業所名称 | 所在地                               | 指定年月日    |
|------------------|-------|-----------------------------------|----------|
| 介護予防居宅療養<br>管理指導 | ホーム薬局 | 堺市中区土師町1-6<br>-15 ヴィラレスポワ<br>ール1F | 令和7年7月1日 |

~~~~~

堺市告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養 管理指導	たるい歯科医院	堺市東区西野386	令和7年6月30日
居宅療養管理指導	たるい歯科医院	堺市東区西野386	令和7年6月30日
訪問介護	ヘルパーステーショ ンふわり	堺市北区百舌鳥梅町3 -27-2	令和7年6月30日

介護予防訪問入浴	訪問入浴介護ゆうだい	堺市堺区大浜北町1-12-3	令和6年12月1日
訪問入浴	訪問入浴介護ゆうだい	堺市堺区大浜北町1-12-3	令和6年12月1日
訪問介護	株式会社花まる訪問介護サービス	堺市中区堀上町368-37	令和7年6月30日
訪問介護	のぞみヘルパーステーション	堺市西区鳳西町1-23-9	令和7年7月31日
福祉用具貸与	介護住宅設備	堺市西区神野町1-19-24	令和7年6月30日
特定介護予防福祉用具販売	介護住宅設備	堺市西区神野町1-19-24	令和7年6月30日
特定福祉用具販売	介護住宅設備	堺市西区神野町1-19-24	令和7年6月30日
介護予防福祉用具貸与	介護住宅設備	堺市西区神野町1-19-24	令和7年6月30日
居宅介護支援	シャロームケアプランセンター堺北	堺市北区東浅香山町1-19-9 K&Sビル1F	令和7年7月31日

堺市告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅介護支援	耳原ケアプランセンター高砂	耳原ケアプランセンター堺	堺市堺区大仙西町6-176	令和7年6月1日
介護予防訪問サービス	耳原ヘルパーステーションともうず鳳	耳原ヘルパーステーション鳳	堺市西区鳳南町5-595	令和7年6月1日
訪問介護	耳原ヘルパーステーションともうず鳳	耳原ヘルパーステーション鳳	堺市西区鳳南町5-595	令和7年6月1日

堺市告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーション三ツ星	堺市堺区向陵東町2-12-27	堺市北区百舌鳥梅町1-18-13 プロスパー中もず302	令和7年8月1日
訪問看護	訪問看護ステーション三ツ星	堺市堺区向陵東町2-12-27	堺市北区百舌鳥梅町1-18-13 プロスパー中もず302	令和7年8月1日

居宅介護支援	鳳在宅介護支援センター	堺市西区鳳南町5-594-1 老人保健施設内	堺市西区鳳南町5-595	令和7年6月1日
居宅介護支援	耳原ケアプランセンター堺	堺市堺区高砂町4-109-2	堺市堺区大仙西町6-176	令和7年6月1日
介護予防訪問サービス	ケイエムシーケアセンター	堺市中区八田北町611-7	堺市堺区昭和通2-34-1	令和7年8月1日
訪問介護	ケイエムシーケアセンター	堺市中区八田北町611-7	堺市堺区昭和通2-34-1	令和7年8月1日
特定介護予防福祉用具販売	黄色いステッキ	堺市中区八田北町611-7	堺市堺区昭和通2-34-1	令和7年8月1日
特定福祉用具販売	黄色いステッキ	堺市中区八田北町611-7	堺市堺区昭和通2-34-1	令和7年8月1日
介護予防福祉用具貸与	黄色いステッキ	堺市中区八田北町611-7	堺市堺区昭和通2-34-1	令和7年8月1日
福祉用具貸与	黄色いステッキ	堺市中区八田北町611-7	堺市堺区昭和通2-34-1	令和7年8月1日
介護予防訪問サービス	ケアセンターU	堺市東区西野396-2 サンライズマンション303号室	堺市東区丈六183-9	令和7年4月2日
訪問介護	ケアセンターU	堺市東区西野396-2 サンライズマンション303号室	堺市東区丈六183-9	令和7年4月2日
特定介護予防福祉用具販売	U福祉用具サービス	堺市東区西野396-2 サンライズマンション303号室	堺市東区丈六183-9	令和7年4月2日
福祉用具貸与	U福祉用具サービス	堺市東区西野396-2 サンライズマンション303号室	堺市東区丈六183-9	令和7年4月2日
特定福祉用具販売	U福祉用具サービス	堺市東区西野396-2 サンライズマンション303号室	堺市東区丈六183-9	令和7年4月2日
介護予防福祉用具貸与	U福祉用具サービス	堺市東区西野396-2 サンライズマンション303号室	堺市東区丈六183-9	令和7年4月2日

居宅介護支援	y o u k n o wケアプランセ ンター	堺市西区上670-1 ファミリーハイ ツ鳳Ⅲ506号	堺市西区上558-3 K a i j oクリ スタル第3ビル4 B	令和7年7月 1日
--------	-------------------------------	----------------------------------	--	--------------

堺市告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
青木 滉矢	青木 滉矢（出張専門）	堺市北区百舌鳥本町3-7-1-5	令和7年7月18日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
青木 滉矢	青木 滉矢（出張専門）	堺市北区百舌鳥本町3-7-1-5	令和7年7月18日

堺市告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50

条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
青木 滉矢	あお訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅北町5-306-11	令和7年6月30日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
青木 滉矢	あお訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅北町5-306-11	令和7年6月30日

~~~~~

堺市告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776104206 |
|-----------|------------|

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 事業所名称      | 訪問介護ステーション大福    |
| 事業所所在地     | 堺市中区八田西町3丁5番51号 |
| 指定の申請者     | 幸和合同会社          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区平井869番地9 |
| 代表者名       | 浅田永紅            |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日        |
| サービスの種類    | 訪問介護            |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303733             |
| 事業所名称      | ヘルパーステーションつなぐ          |
| 事業所所在地     | 堺市西区草部1438-4           |
| 指定の申請者     | 株式会社care story         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区北花田町三丁26番5-307号 |
| 代表者名       | 岩前茂裕                   |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日               |
| サービスの種類    | 訪問介護                   |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004679                               |
| 事業所名称      | COCORO鉄砲町                                |
| 事業所所在地     | 堺市堺区北三国ヶ丘町6-2-16 三国ヶ丘MTハイツ103号室          |
| 指定の申請者     | 株式会社アルファ                                 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市淀川区東三国三丁目11番16号 ミフネセントラルベア東三国501号室 |
| 代表者名       | 森賀陽介                                     |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日                                 |
| サービスの種類    | 訪問介護                                     |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303741          |
| 事業所名称      | インナーボイス             |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町西1-2-4-103 |
| 指定の申請者     | リバービレッジ株式会社         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区東山812番地15    |
| 代表者名       | 河村和徳                |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日            |
| サービスの種類    | 訪問介護                |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776104214      |
| 事業所名称      | 訪問ヘルパーステーション 翡翠 |
| 事業所所在地     | 堺市中区深阪4-16-2    |
| 指定の申請者     | 合同会社翡翠          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深阪4-16-2 |
| 代表者名       | 荒木颯音            |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日        |
| サービスの種類    | 訪問介護            |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766090787         |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション 三ツ星     |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵東町2-12-27    |
| 指定の申請者     | 合同会社つなぐ            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区向陵東町2-12-27 |
| 代表者名       | 高木和世               |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日           |

|         |      |
|---------|------|
| サービスの種類 | 訪問看護 |
|---------|------|

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190728      |
| 事業所名称      | ピース訪問看護ステーション   |
| 事業所所在地     | 堺市中区陶器北486番3    |
| 指定の申請者     | 株式会社エイト         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区陶器北486番3 |
| 代表者名       | 後藤浩             |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日        |
| サービスの種類    | 訪問看護            |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776503738        |
| 事業所名称      | デイサービスかがやき        |
| 事業所所在地     | 堺市北区南長尾町2丁4番9号    |
| 指定の申請者     | 株式会社アキ            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区南長尾町二丁4番9号 |
| 代表者名       | 夏目泰彰              |
| 指定年月日      | 令和7年6月1日          |
| サービスの種類    | 通所介護              |

~~~~~

堺市告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766090787
事業所名称	訪問看護ステーション 三ツ星
事業所所在地	堺市堺区向陵東町2-12-27
指定の申請者	合同会社つなぐ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵東町2-12-27
代表者名	高木和世
指定年月日	令和7年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766190728
事業所名称	ピース訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区陶器北486番3
指定の申請者	株式会社エイト
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区陶器北486番3
代表者名	後藤浩
指定年月日	令和7年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

堺市告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類及び路線名
府道大阪臨海線（現）及び市道臨海1号線
- 2 兼用工作物の位置
西区石津西町27番1地先及び27番2地先
- 3 他の工作物
浜寺石津緑地
- 4 他の工作物の管理者
公園管理者 堺市長
- 5 管理の内容
兼用工作物に係る維持管理及び修繕は、公園管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

~~~~~

堺市告示第368号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定に基づき、公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、堺市建設局公園緑地部公園監理課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 公園の名称  
浜寺石津緑地
- 2 兼用工作物の位置  
西区石津西町27番1地先及び27番2地先
- 3 他の工作物  
府道大阪臨海線（現）及び市道臨海1号線
- 4 他の工作物の管理者  
道路管理者 堺市長
- 5 管理の内容  
兼用工作物に係る維持管理及び修繕は、公園管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
告示の日から当該位置の公園の供用を廃止する日又は当該位置の道路の供用を廃止する日まで

公 告

堺市公告第607号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 予防接種の種類 インフルエンザ

## 2 予防接種の対象者の範囲

本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常  
生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより  
免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

## 3 実施期間 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

## 4 実施場所 保健所長が指定する場所

## 5 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）

(1) 明らかな発熱を呈している者（37.0℃以上の者をいう。）

(2) 重篤な急性疾患にかかっている者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）

(3) インフルエンザワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことがあること  
が明らかな者

(4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者

(5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の  
診断がされている者

(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有す  
る者

(2) 過去にけいれんの既往のある者

(3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレル  
ギーを呈するおそれのある者

~~~~~

堺市公告第608号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行う
ので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり

公告する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常
生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより
免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 3 実施期間 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで
- 4 実施場所 保健所長が指定する場所
- 5 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）
 - (1) 明らかな発熱を呈している者（通常37.5℃以上の者をいう。）
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 新型コロナワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明
らかな者
 - (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有す
る者
 - (2) 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性の発疹な
どのアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 新型コロナワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) 抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者

堺市公告第609号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するために令和7年堺市公告第565号において公告した地域計画の変更の案について、意見書の提出がなかったため、地域計画を変更し、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更した地域計画の名称

西区（太平寺農空間保全地域を除く）

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

2 変更した地域計画

別紙のとおり

（「別紙」は省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」

（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>）に掲載する。）

3 地域計画の変更の日

令和7年9月19日

堺市公告第610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 グローバルコート庭代台建築協定
 (堺市南区庭代台3丁8-1ほか)
- 2 認定年月日・番号 令和7年9月5日
 堺建安第H-1号
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号
 堺市役所高層館13階
 建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第611号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
職員情報システム及び教職員情報システム改修業務（改正子ども・子育て支援法対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年8月27日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）

統括部長 北條 憲司

大阪府大阪市北区大深町 5－54

## 5 随意契約に係る契約金額

¥146,850,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号